

専門職教育と社会的責任論

——ジャーナリズムの規範理論研究の原点——

塚 本 晴 二 朗

はじめに

一九八五年、世界初のジャーナリズム倫理学の学術雑誌 *Journal of Mass Media Ethics* が創刊された。このことに象徴されるように、アメリカにおけるジャーナリズム倫理学が、「成長産業」^①に転じたとされたのは、一九八〇年代である。もちろん突然そうなったわけではない。特にジャーナリズム倫理学研究の場合は、一九三〇年代から一九六〇年代の間が「低調期」^②とされている。ただし、低調期といわれる時期に、何らみるべきものがなかった、というわけではない。むしろ今日のアメリカ・ジャーナリズム倫理学研究が、個々のジャーナリストの道德に関する考

察にとどまらず、デモクラシーにおけるジャーナリズムの役割を視野に入れた、規範理論研究へと展開していく原点をみることができるのである。本論は、この低調期に焦点を絞って、アメリカ・ジャーナリズム倫理学研究の展開をみていくことにする。

一、専門職教育とジャーナリズム倫理学の「一時的活況」

一八〇〇年代後半、アメリカは急速な工業化、機械化、都市化を迎え、社会的、文化的、政治的に大きく変化した。ジャーナリズムもそうした時代の中にあつて、より多くの読者のヒューマン・インタレストに応える、ポピュラー・プレスの性格をより明確にしていった。新しい技術を取り入れたニュース企業としての姿を、確立していったのである。

ジャーナリズムに関わる状況の変化を具体的にみると、電信は一八六八年から一九〇〇年までに全米に敷設された回線のマイル数が、九万七五九四マイルから九三万三一五三マイルまで増加している。これに対して電信の使用料は、一八七六年には一メッセージあたり平均約五一セントだったものが、一八八四年には約三七セントと値下がりしている。蒸気機関等による機械化は、短時間での新聞の大量印刷とその輸送を可能にした。そればかりではなく製紙業界における機械化が、新聞用紙の費用低減へと繋がったのである。一八六〇年代中盤、大都市の新聞社は新聞用紙に総支出の四五%から五〇%を費やしていたが、一八八〇年までには一七%に低下している。^③新聞雑誌等の購読者の拡大のためには必須である教育も、この時期に発展した。一八七〇年から一九〇〇年の子供のパブリックスクール

就学率は、五七%から七二%に上昇し、高校の数は一八六〇年には一〇〇校程であったものが、一八八〇年には八〇〇校となり、一九〇〇年には六〇〇〇校に急増した。また識字率も人口の八割程から九割近くにまで上昇している。これに伴い、一八七〇年から一九〇〇年までの間に、英字日刊紙の総数は四八九紙から一九六七紙へと増加し、日刊の刊行物の総発行部数は、二六〇万部から一五〇〇万部へと上昇した。⁴⁾

新聞のポピュラー・プレスとしての地位確立は、商業主義へと繋がっていった。ジョゼフ・ピュリツァーとウィリアム・ランドルフ・ハーストのイエロー・ジャーナリズムに代表されるような、激しい販売競争をもたらすこととなり、紙面におけるセンセーショナルリズムを促進する結果となったのである。新聞業界の商業主義が、センセーショナルな紙面に結びついたのは、「売れる紙面」を目ざす編集方針だけではなかった。センセーショナルな紙面作りと記者の活動を結びつけるものとして、「正規の記者と、当時一般的であった出来高払いの契約記者との競争は、たぶんその一因であったろう。既に、当時の記者の支払いと仕事のシステムが、ニュースの中のセンセーショナルリズムを促進する傾向⁵⁾」があったのである。そのシステムというのが、「記者が書いた記事のコラム・インチによって支払われる⁶⁾」ものであった。契約記者達は、生活のために少しでも多く自らの記事が掲載される必要があった。そのために、なりふりかまわぬ取材と記事執筆が行われたのである。新聞業界の販売競争は、少しでも人件費を浮かせようとする経営方針を生み、それへの対応を迫られた契約記者達の生存競争が、イエロー・ジャーナリズムの傾向をより助長していったのである。

それは、当時のジャーナリズムに対する激しい批判と反感を招くこととなった。例えば、サミュエル・ウォーレンとルイス・ブランドイスの論文「The Right to Privacy」は、そうした批判の代表的なものといえることができる。二人は

「プレスは、あらゆる方面において、明らかに礼儀や品位の境界を踏み越えている。ゴシップは、もはや、くだらないたちの悪い退屈しのぎ程度のもではなく、ずうずうしくもプレス業界にとっては、従事すべき本業となったのである。好色な興味を満たすために、性的関係についての詳述が、毎日の紙面中に、鏝められている。怠惰なものを引き付けるために、記事という記事は、くだらないゴシップに満たされている。そして、そういう記事は、家庭生活内への侵入によつてのみ、書かれうるものなのである」と、当時の新聞を酷評し、誰もがプライバシー侵害から法的に保護される必要性を訴えたのである。受けの良い新聞には、ニュースの虚偽や偏向といった苦情も非常に多く伴ったのである。

一方、一八〇〇年代後半のアメリカ社会の変化は、大学教育に関してもみられた。一八六二年制定のモリル法による政府補助や新興富裕層による財政支援を受けて、州立大学も私立大学も著しい発展を遂げるのである。^⑧このモリル法は、農科大学設立を目的とした公有地払下げの法律ではあったが、それを切っ掛けとして、大学における専門職教育の論理が活発に論じられるようになったのである。そしてジャーナリズムも、モリル法の後に続いた専門職教育のうねりとともに大学教育に組み込まれたのである。^⑨

大学における専門職教育が活発に論じられる中で、プレスは自らの道徳的墮落を認め、ジャーナリズムのあり方を改善していこうと動き出した。その動きは、専門職教育や倫理綱領の制定等に繋がっていった。一八〇〇年代後半、州立大学も私立大学もその数を増やしていく中で、ジャーナリストを専門職業人として大学教育で養成しようという流れが確立していった。そうした中であつて、一九一五年までにジャーナリズム倫理の講座も、インディアナ、カンザス、カンザス・ステイト、ミズーリ、モンタナ、オクラホマ、オレゴン、ワシントンといった各大学に置かれ、他

の大学でもジャーナリズム史やジャーナリズム法の講座の中で、ジャーナリズム倫理の教育が行われていた。また「倫理綱領 (Codes of Ethics) は、二〇世紀初頭のジャーナリストが自身への批判に答えるためと自らの最善の業務を明確にするために使用した主たる手段¹⁰⁾」であった。

一九一〇年に採択されたカンザス編集者協会 (Kansas Editorial Association) をはじめとして、一九一〇年代から一九二〇年代にかけて、州のプレス協会や個々の新聞社で、倫理綱領が採択されていった。その流れの一つの頂点といえるのが、一九二三年に制定され、後に日本の新聞倫理綱領にも影響を及ぼす、アメリカ新聞編集者協会 (American Society of Newspaper Editors) の倫理綱領 (Canons of Journalism) である。¹¹⁾

大学において専門職教育がなされ、当該専門職に従事する者の職能団体が設立され、当該団体に所属する者が遵守すべき倫理綱領が制定される、という専門職の三本柱が、ジャーナリズムにも形成されていくと、その動きに続いて、アメリカにおいてシステマティックなジャーナリズム倫理学の五文献が、集中的に刊行された。ジャーナリズム倫理学の「一時的活況¹²⁾」と呼ばれる時期を迎えるのである。五文献とは、ネルソン・クロフォードの *The Ethics of Journalism* (1924) 、レオン・フリントの *The Conscience of the Newspaper* (1925) 、ウィリアム・ギボンスの *Newspaper Ethics* (1926) 、ポール・ダグラスの *The Newspaper and Responsibility* (1929) 、アルバート・ヘニングの *Ethics and Practice in Journalism* (1932) である。これらの文献は、それまでに積み上げられてきた伝統的な倫理学の営みを基盤としていた。また、記者と取材源、経済的な誘惑と利害衝突、国家安全保障、自由なプレスと公平な裁判、欺くこと、公正さ、正確さ、センセーショナルリズム、プライバシーといった問題等を扱っており、今日のジャーナリズム倫理学の文献の内容と、ほぼ共通している。¹³⁾

例えば、ギボンスの *Newspaper Ethics* は、第4章「新聞と公衆」、第7章「新聞の責任」、第8章「デモクラシーにおける新聞」において、後にプレスの自由委員会によって提唱される、プレスの社会的責任論と大要において、ほぼ同様な理論の輪郭を描いている。¹⁴ いうまでもなく、一時的活況を呈した理由は、しつかりとした倫理観をもったジャーナリストを、大学教育によって養成しようという風潮が高まりだしたために、ジャーナリズム倫理学の講座のテキストが必要となった、ということである。

一九世紀を通じて道徳哲学は、アメリカの大学のカリキュラムにおける、最も重要な講座であった。中世の大学以来の伝統を受け継ぐ道徳哲学は、知識の異なる分野に知的統一を与えて、学生に善良な市民たる準備をさせることを目的とした。道徳哲学の講座の主な構成要素は、倫理学の理論的支柱であり、倫理学原理は道徳的感性を喚起し、最良の長期的指針を与えるものであった。大学における専門職教育の一つとなった、ジャーナリズム教育にも、専門職倫理教育は重要なものだったのである。しかしジャーナリズム教育が大学の高等教育になった二〇世紀初頭、道徳哲学は衰退期にあった。純粋な知識は科学的な自然法則においてのみ確認されることができると理解する、科学的自然主義がこの時期の知識構造を秩序立てるようになった。哲学的な問いは、自然科学そのものに難癖をつけることであり、すべての有意な知識とは、絶えず物理学、化学、生物学等の模範的な学問分野と共にあった。自然科学の進歩は、コミュニケーション研究者を含む研究者達に、その方法論と原理を促進されながら、称賛される理想となった。¹⁵

大学教育で支配的な地位を占めるようになっていく専門職においても、その倫理の判断基準は、科学的な基盤に裏付けられた技術的な専門知の熟達と使いこなしであった。例えば、医師の実務において、専門職的道德性のための規範的モデルは、健康に関わる科学の正しい応用であった。このような状況下において、専門職教育としてのジャーナ

リズム教育の一環として、大学に講座が置かれ出したジャーナリズム倫理学は、システムティックな道德哲学とは、まったくかけ離れて展開してきたのである。¹⁶

科学的自然主義を事実と価値の二分法に拡大解釈することにより、ジャーナリズムの道德性は、中立的なデータの不偏不党報道と同義になった。客観報道は単なる技術ではなく、道德的規範でもあった。情報を伝えることから価値判断を対象外にすることは、美德と考えられた。科学、技術、専門職等の進歩と歩調を合わせられなかった道德哲学は、その代わり術学的な範疇と評価されるようになったのである。ジャーナリズム倫理学研究の一時的活況は、道德哲学の領域外で起きたものである。哲学としての倫理学は、専門職や社会科学・自然科学といった、大学においてますます支配的になっていくものから、流刑者にされたのである。¹⁷

このような時代に、道德哲学としてのジャーナリズム倫理学の居場所はなかったのである。科学的自然主義の時代にあつては、価値観が伴う行為規範の構築よりも、科学的なデータに基づく客観報道の追求の方が、ジャーナリズムの倫理を考えるためには重要だったのである。一九三三年を境として、「倫理」という言葉がジャーナリズム研究の文献タイトルから四〇年間姿を消すことに象徴されるように、この一九二〇年代を中心とするジャーナリズム倫理学研究の高まりは、皮肉にもジャーナリストが専門職とされたがゆえに、一時的活況に終わるのである。以後一九七〇年代まで、ジャーナリズム倫理学研究は低調期であつた、とされる。

二、プレスの自由委員会⁽¹⁸⁾ 『自由で責任あるプレス (A Free and Responsible Press)⁽¹⁹⁾』

ジャーナリズム倫理学研究の低調期真っ只中の一九四七年に発表された、プレスの自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』は、発表当時「ジャーナリズム業界から賛同を得られなかった⁽²⁰⁾」。それにもかかわらず、その後「国際的にも国内的にも必要とされるであろう、未知の時代のプレス理論の新しい枠組み⁽²¹⁾」だったと評価されるようになる。「世界が模倣すべきアメリカ発の指標というのではなく、デモクラティックな社会がプレスのために有効な哲学や政策を展開するために必要なもの⁽²²⁾」というように、アメリカばかりでなく、多くの国々で受け入れられている考え方とされている。現在では、ジャーナリズム倫理学研究の古典⁽²³⁾といって過言ではない。

プレスの自由委員会の研究は、その組織の名前から推測できるように、必ずしもジャーナリズムの倫理学を研究対象に絞っていたわけではない。そもそもプレスの自由委員会への出資者で、五大雑誌出版社の一つタイム社のヘンリー・ルースは、検閲とメディア企業経営への政府の介入が関心事であった。ルースにとって第二次世界大戦時の検閲は、自らも報道絡みで妻が拘束された経験を持つため、生々しいものであった。また当時の政府は、メディア企業の独占寡占化を懸念し、メディア企業の経営を多様化させようとしていた。ルースの所有する巨大メディア企業⁽²³⁾は、政府が調査に乗り出すべき典型的なものであった。こうしたことからルースは、一九四二年一二月に古典的な「思想の自由市場論」を再肯定するような結果を期待して、シカゴ大学総長ロバート・M・ハッチンスにプレスの自由に関する検討を依頼したのである。⁽²⁴⁾

翌年、タイム社から二〇万ドル、エンサイクロペディア・ブリタニカ社から一万五千ドルという資金を受けて、プ

レスの自由委員会が結成された。プレスの自由委員会はプレスの関係者五八人の証言を聞き、プレスに関心をもつ産業界、政府、民間機関等の二二五人以上にインタビューし、二、三日にわたる会合を一七回開き、一七六の文書を検討した。⁽²⁵⁾

プレスの自由委員会は、プレスの当時の状況の特徴として、事業体の減少傾向を挙げている。当時は、小さなプレスの淘汰が進んだ所が多かった。新聞では日刊紙の発行数が、一九〇九年の二六〇〇紙をピークとして減少し続け、目下一七五〇紙となっていた。その日刊紙が発行されている都市の中でも、競合紙があるのは一二七都市だけで、約一二分の一となっていた。どの都市にも競合する日刊紙がない州は一〇州で、どの都市にも競合する日刊紙がない州は、二二州だった。日刊紙の総発行部数約四八〇〇万部中、四〇%が競合紙を持っていなかった。競合紙が存在するのは大都市だけになっていた。また、日刊紙一七五〇紙の九五%で、総発行部数の〇・二%を除く全てが、AP、UP、INSという三大通信社の一つかそれ以上から配信を受けていた。ラジオは四大ネットワーク、映画は八大社があった。出版は、雑誌出版社にも、書籍出版社にも五大社があった。

当時の状況の特徴は、プレスの規模の拡大に伴う事業体の減少だけに止まらない。一個人か一企業によって、一つあるいは複数の都市の新聞やその他のマス・メディアを複数所有する「チェーン・オーナーシップ」もあげられる。全国レベルのハースト、スクリップス・ハーワード、マコーミック・パターソン各グループとそれよりも小さな地域、地方レベルのチェーンは、全米の新聞の総発行部数の五三・八%を占め、一四人で日刊紙の総発行部数の二五%を支配し、五〇人足らずで日刊紙の総発行部数のほぼ半分を支配していた。

以上のようにコミュニケーション産業を通じて、小さなものはごく限られた周縁部に存在するだけで、新規事業を

興す機会は、極めて限られていた。⁽²⁶⁾

プレス自由委員会は、当時のプレスの状況を踏まえて、プレス自由は危機に瀕している、と結論づけるが、その理由を次の三つであるとしている。

- 一、人々に対するプレスの重要性は、マス・コミュニケーションの手段としてのプレスの発展と共に、著しく増大してきた。同時に、マス・コミュニケーションの手段としてのプレスの発展は、プレスを通じて自らの意見や考えを表現することができる人々の割合を、著しく減少させてきた。
- 二、マス・コミュニケーションの手段としてのプレスという機構を使用できる僅かな人々は、社会の必要に対して十分にサービスを提供してこなかった。
- 三、プレスという機構の管理者は、時々社会が非難し、もし継続すれば規制や統制を不可避的に受けるようなことをしてきた。⁽²⁷⁾

プレス自由委員会は、個人の表現の自由とプレスの自由が異質なものになったと捉えた。もはやプレスの自由は、古典的な思想の自由市場論の範疇にはなく、個々人の権利や公共の利害と合致する必要があるもの、という結論を下したのである。そこで、プレスの自由の危機を脱するためには、五つのことが要請される、としたのである。

- 一、日々の出来事の意味がわかるような文脈において、そのような出来事の誠実で、包括的で、理性的な説明を

すること。

二、解説と批判の交換の場であること。

三、社会を構成する諸集団の代表的な実像を映し出すこと。

四、社会の諸目標や諸価値を提示し、説明すること。

五、日々の情報に十分に接触できること。⁽²⁸⁾

プレス自由委員会は、プレスの巨大化、集中化によって、プレスの自由論を修正せざるを得ない、としたのである。意見を自由に交換できることを前提とする古典的な思想の自由市場論は、全ての人々が意見の表明をすることに於いて、対等である必要があった。しかし、巨大化、集中化したプレスの下では、それに接触できる者のみに「発言」が許された。自分の意見を伝える手段を持たなければ、どんなに正しい意見であろうとも、存在しないのと同じようなものである。つまり、古典的な自由市場の原理には、二〇世紀のような巨大なマス・メディアというようなもの存在が、予定されていなかったのである。こうした現実認識の下にプレスの自由委員会は、政府、プレス、公衆それぞれがなしうる行動を勧告している。

政府を通じてなされうること

一、我々はプレスの自由の憲法的保障がラジオや映画を含むものと認識するべきであると勧告する。

二、我々は政府がコミュニケーション産業における新規の起業を促進し、そのことが新しい技術の導入を助長し、

反トラスト法によって大規模事業体間の競争を維持すること、しかしそうした法律はどのような事業体を解体しない程度に使用されるべきであり、コミュニケーションに集中が必要な場合、政府は公衆がそのような集中で利益を得るかに気をつけるよう努めることを勧告する。

三、名誉毀損の現行救済措置に代わるものとして、我々は被害者側が加害者による事実の取り消しあるいはいい直し、または反論の機会を獲得しうる法の制定を勧告する。

四、我々は暴力を生ずる明白かつ現在の危険が存在しない場合、我が国の制度の革命的変革のための表現を禁止する法の制定は無効であることを勧告する。

五、我々はマス・コミュニケーションのメディアを通じて、政府がその政策に関する事実や根底をなす目的を公衆に伝えることと、マス・コミュニケーションの民間機関が政府ためのメディアとして務まらないか務めようとならないという程度であれば、政府自体がメディアを用いることを勧告する。また我々は、マス・コミュニケーションの民間機関が特定の外国の一つあるいは複数にこの国についての情報を伝えられないか伝えようとならない場合、政府がそうした欠陥を補うために政府自体のマス・コミュニケーションのメディアを用いることを勧告する。

プレスによってなされうること

- 一、我々はマス・コミュニケーション機関が情報や議論のコモン・キャリアーの責任を受け入れることを勧告する。
- 二、我々はマス・コミュニケーション機関が自らの領域での新しい実験的活動に資金調達する責任を引き受ける

ことを勧告する。

三、我々はプレスメンバーが精力的な相互批評に従事することを勧告する。

四、我々はプレスが自らのスタッフの能力、独立性、効率性の向上のために考えられうるすべての手段を使用することを勧告する。

五、我々はラジオ業界が自らの番組をコントロールし、最良の新聞の扱い方と同様に広告を扱うことを勧告する。

公衆によってなされうること

一、我々は非営利団体がアメリカ国民によって要求されたプレスのサービスの多様性、量、質の供給支援をすることを勧告する。

二、我々はコミュニケーション領域の先端研究、調査、発表の学術―専門職センターの創設を勧告する。さらに我々は既存のジャーナリズム学部がその学生に最も広く多くの一般教養を獲得させうる目的のために自らの大学のすべての資源を活用することを勧告する。

三、我々はプレスの業務に関する年次評価や報告を行う新しい独立機関の設立を勧告する。⁽²⁹⁾

プレスの自由委員会の報告は、「巨大なマス・メディアの出現による国家（ないし政府）・メディアⅡ市民という二極的な言論状況から国家（ないし政府）・メディア・市民という三極的な言論状況への変化に対する極めて現実的な対応」⁽³⁰⁾だったのである。そこでプレスばかりでなく、政府や公衆がなすべきことをも勧告する、という形になっている

のである。

しかしプレス自由委員会が出した報告書は、ルースを失望させた。その内容は、ルースをはじめとするプレスの経営者達には、聞きたくない言葉だった。ルース達は、委員会の報告を非難した。政府の介入からの自由は、メディアの公的奉仕の義務を否定するものではなく、公的奉仕のための自由は、政府の介入からの自由の前提である、とするプレスの自由委員会の基本的な主張を否定しようとした。まるでチェーン化した新聞社や一都市一紙状態の日報紙が、伝統的な自由市場の原理に影響を及ぼすことはないかのように、思想の自由市場論に執着した。そして当時のメディア企業の仕事は、市民の知る権利のためにニュースや意見を供給するのではなく、広告主に読者・視聴者売る事業になっていった。⁽³¹⁾

またプレスの自由委員会は、「公衆によつてなされうること」の二番目の勧告等で、ジャーナリズム教育に言及している。⁽³²⁾ プレスの社会的責任を強調するとともに、その担い手たるジャーナリストを養成する、大学でのジャーナリズム教育の重要性を論じているのである。ただし、基本的な立場としては、各大学のジャーナリズム学部は、そのなすべき義務を果たしていない、との強い批判であった。このような言及に対して、AASDJ (アメリカ・ジャーナリズム学部学科協会 American Association of School and Department of Journalism) 会長のロバート・W・デズモンドは、「ジャーナリズム学部に関するところほど、この委員会が、ふんだんに奇想を放っているところはない⁽³³⁾」と、非常に攻撃的に反論している。ジャーナリズムの研究者が、プレスの自由委員会のメンバーにいなかったこともあり、専門外のジャーナリズム教育に言及したために、メディアの経営者達ばかりでなく、ジャーナリズムの研究者達からも、非難される結果となったのである。

一連の反応や批判が、正当なものであったかどうかは別として、プレスの自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』は、発表当初高く評価されなかったばかりでなく、メディアの業界からも、研究者からも非難されたり、無視されたりしたのである。

三、『マス・コミの自由に関する四理論 (Four Theories of the Press)³⁴』と社会的責任論

メディア産業界がプレスの自由委員会の報告書を無視した一方で、大学のジャーナリズム学部等では、この報告書を真剣に受け取るようになっていった³⁵。その発端が、一九五六年に刊行された、フレッド・S・シーバート、セオドア・ピータスン、ウィルバー・シュラムらによる『マス・コミの自由に関する四理論 (以下『四理論』とする)』である。『四理論』は、その類型学的な思考により、ジャーナリズム研究にとって、極めて重要なものであった。この文献の副題は「プレスがどうあるべきであり、何をすべきかに関する権威主義、自由主義、社会的責任、ソビエト共産主義の概念³⁶」となっている。これらの四つの概念は、「プレスの存在理由はなにか、プレスが、国によって、まるで違う目的に奉仕したり、非常に異なった形態を示しているのはどうしてなのか³⁷」という、著者達自身の基本的な疑問に対する自らの返答である。

『四理論』では、この本の主題は「プレスは常にそれが活動している社会の、社会的政治的構造に応じた形態となり、色あいをおびているものだけだということにある。とりわけ、それは、個人と機構との関係を規律している社会的統制制度を反映しているものなのである。われわれは、プレスを体系的に理解するには、社会のこういった側面を理解

することが肝心だと信じている⁽³⁸⁾」としている。このような主張は、道理にかなっており、『四理論』はプレスシステムの、異なる政治システムや哲学に結びつけられることを示唆して、社会におけるメディアの役割を省察するための、歓迎されるべき刺激を供給したのである。社会的な規範の問題は脇に置いて、価値自由の立場を取る社会科学的方法の中にあつて、『四理論』は政治的価値や専門職倫理等と社会とを、どのようにプレスが関係づけるかの系統的な分析という、マス・コミュニケーションの新しい領域の方向付けを行った。プレスと社会の異なるパラダイムを対比する方法は、理論的に有効であるばかりでなく、ジャーナリスト養成教育のための重要な講義のツールを供給した。第二次世界大戦以来のマス・メディアの発達とともに、政治との関係を含む、社会におけるマス・メディアの役割と課題を明確にする不可避的な必要が存在していた。しかし、当時台頭してきた学問領域には、応えられるものがほとんどなく、それゆえ『四理論』がこの分野の古典となったのである。『四理論』はベストセラーとなり、たぶん他のいかなるジャーナリズム研究の文献よりも、多くの回数増刷され、多くの言語に翻訳されたのである⁽³⁹⁾。

『四理論』は、『自由で責任あるプレス』で主張された考え方に「社会的責任論」と名付け、「決してハッチンス委員会の学者グループのこしらえた抽象論だと片づけてしまつてはいけない、ということをおこそう。ハッチンス委員会では評判のよくなかったプレス一派は、この理論をそう扱ってきた。しかし、この理論の本質的なものは、すべて、委員会よりずっと以前に、責任ある編集者や発行者によつてのべられたものであつたし、また、委員会以後ないしは委員会とはまったく独立に、ほかの責任ある編集者や発行者によつても表明されてきているものなのである。これは現実の趨勢であつて、机上の空論ではない⁽⁴⁰⁾」とした。そして次のように図式化している。

社会的責任論

発達の時期と地域…二〇世紀にアメリカで発達した。

起源…W・E・ホッキングの著書、プレス自由委員会、実際家およびメディア倫理綱領から生まれた。

主目的…知らせ、楽しませ、売ること、しかし主としては抗争を討論のレベルに引き上げること。

メディアを行使できる者…言いたいことのある者はすべて権利をもつ。

メディア統制の方式…社会の世論、消費者の行動、および職業的倫理。

禁止事項…公認されている人権、および重要な社会的利益の重大な侵害。

所有形態…政府が公共サービスを保障するために乗り出す必要のある時以外は私有。

他理論との基本的な相違点…メディアは社会的責任の義務を負わねばならぬ。もし負わねばあいは、誰かがメディアの行動を監視せねばならぬという点⁽⁴⁾。

『四理論』によつて、プレスの自由委員会の考え方は、社会的責任論という規範理論として、アメリカの各大学のジャーナリズム教育の中で浸透していくことになる。さらには、『四理論』を学んだ者が、ジャーナリズムの現場で多数派を占めるようになった時、社会的責任論は、アメリカ・ジャーナリズム規範理論研究の主流となるのである。

ジャーナリズム倫理学研究の低調期とされる時期の後半、つまり一九五〇年代と一九六〇年代の二〇年間は、既述のように、まだ「倫理」という言葉を使用した文献は登場しなかった。しかしその代わりに、一九四七年の報告書刊行時点では無視された、プレスの自由委員会の考え方が見直され、「責任」という言葉がジャーナリズムにおいて重

要視されるようになる時期だったのである。⁽⁴²⁾

おわりに

ジャーナリズム研究における倫理学は、ジャーナリズムが大学教育で養成されるべき、専門職となったがゆえに一時的活況を迎えた。しかし、専門職教育が科学的自然主義と手を携えるようになるとともに、低調期を迎えることになる。

一方、制度比較研究として見直された社会的責任論は、専門職教育のツールとして浸透していった。社会的責任論の浸透は、技術論としての客観報道や、社会科学としてのコミュニケーション論の延長上のニュース分析等に終始し、ジャーナリズムとは何か、という本質を追究しなくなっていたジャーナリズム研究に、倫理学を呼び戻したといえる。その意味で極めて重要な理論である。それは現在でも、一定の評価を得ていることから証明できる。つまり社会的責任論の登場が、ジャーナリズム研究における倫理学の確立へと繋がっていったのである。いわば一時的活況から低調期にかけてのジャーナリズム倫理学は、専門職教育に翻弄される歴史を歩んだのである。

しかし社会的責任論は、あくまでも制度類型、あるいは制度比較といった法学的・制度論的アプローチから生じたものであって、倫理的・哲学的なアプローチから生まれてきたものではない。ジャーナリズム研究史の中で重要な位置を占めることに変わりはないが、あくまでも規範理論の重要性に目を向けさせた、という役割であって、規範理論としてのジャーナリズム研究の隆盛は、この社会的責任論に対して、肯定的であれ、否定的であれ、批判的な所論

が登場するのを待つことになるのである。

アメリカにおけるジャーナリズム倫理学研究として、現在の研究対象をもカバーしていた優れた研究と評価される、一時的活況の五文献は、アメリカのジャーナリズム規範理論研究のスタート・ラインではなかった。アメリカにおいてジャーナリズムの倫理学や規範理論の研究の重要性が強調されだした時、その中心となったメルルやクリスチャンズは、法学的・制度論的なアプローチと倫理学的・道徳哲学的なアプローチの相違を訴えた。哲学的な基盤を持った規範理論研究と、法規範の研究の役割の違いを主張したのである。しかし皮肉なことに、そのような議論を呼び起す切っ掛けとなり、アメリカのジャーナリズム規範理論研究の原点ともいえる位置を占めたのは、法学的・制度論的なアプローチである、プレスの自由論の再検討に端を発するものであった。そうして生まれた社会的責任論が、アメリカのジャーナリズム規範理論研究の原点となったのである。

*本論は、「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）…極化現象の分析と『ポスト・トゥルース』時代の倫理的視座の探求（研究種目：基盤研究（C）一般 研究課題番号：一八K〇〇〇四九：二〇一八年四月一日～二〇二二年三月三二日）」による研究成果の一部である。

註

- (1) Christians, Clifford G. (1991). "Communication Ethics" *Communication Research Trends*, Vol.11, No.4, p.1.
- (2) Lambeth, Edmund B. (1988) "Marsh, Mesa, and Mountain: Evolution of the Contemporary Study of Ethics of Journalism and Mass Communication in North America." *Journal of Mass Media Ethics*, Vol.3 No.2, pp.20-25.

- (3) Shaw, Donald L. (1967) “News Bias and the Telegraph: a Study of Historical Change.” *Journalism Quarterly*, Vol.44, pp.6-10.
- (4) Emery, Michael, Emery, Edwin & Roberts, Nancy L. (2000) *The Press and America: An Interpretive History of the Mass Media, 9th ed.* Needham Heights: Allyn & Bacon. p.157. なお、訳書として大井眞一、武市英雄、長谷川倫子、別府三奈子、水野剛也 (二〇一六) 『アメリカ報道史 ジャーナリストの視点から見た米国史』参照。
- (5) Pilgrim, Tim A. (1987) “Privacy and American Journalism: An Economic Connection.” *Journalism History*, Vol.14, No.1, p.23.
- (6) Ibid.
- (7) Warren, Samuel D. & Brandeis, Louis D. (1890) “The Right to Privacy.” *Harvard Law Review*, Vol.4, No.1, p.196.
- (8) Emery, Michael, Emery, Edwin & Roberts, Nancy L. (2000) op. cit., p.157.
- (9) Christians, Clifford G. & Covert, Catherine L. (1980) *Teaching Ethics in Journalism Education*. Hastings-on-Hudson: The Hastings Center. p.1.
- (10) Ferré, John P. (2009) “A Short History of Media Ethics in the United States.” in Wilkins, Lee & Christians, Clifford G. (eds.) *The Handbook of Mass Media Ethics*. New York:Routledge, pp.19-20.
- (11) この時期がジャーナリズムにとって如何に重要な時期であったかについては、別府三奈子 (二〇〇二) 『ジャーナリズムの起源』世界思想社 一二五頁〜一四九頁参照。
- (12) Christians, Clifford G. (1977) “Fifty Years of Scholarship in Media Ethics.” *Journal of Communication*, Vol.27, No.4, pp.20-21.
- (13) Christians, Clifford G., Ferré, John P., & Fackler, P. Mark (1993). *Good News: Social Ethics & the Press*. New York: Oxford University Press. pp.32-33.
- (14) Gibbons, William F. (1926) *News Ethics: A Discussion of Good Practice for Journalists*. Ann Arbor: Edwards Bros.

- (15) Christians, Clifford G. (2000) "An Intellectual History of Media Ethics." in P. tyn, Bart (ed.) *Media Ethics: Opening Social Dialogue*. Leuven:Peeters, pp.21-23.
- (16) White, Robert A. (1989) "Social and Political Factors in the Development of Communication Ethics." in Cooper, Thomas W., Christians, Clifford G., Plude, Frances Forde & White, Robert A. (eds.) *Communication Ethics and Global Change*. White Plains:Longman p.46.
- (17) Christians, Clifford G. (2000) op. cit., pp.21-24.
- (18) 正式名称は' Commission on Freedom of the Press だが' ロバート・M・ハッチンスが委員長であったため' ハッチンス委員会ともいわれる。なお' この委員会の名称や報告書で使用される「プレス」という言葉は' 当時のマス・メディアとはほぼ同義に使用されている。そのため本論においても' プレス、メディア、マス・メディアは' 互換的に使用している。
- (19) Commission on Freedom of the Press (1947) (reprint 1974) *A Free and Responsible Press: A General Report on Mass Communication: Newspapers, Radio, Motion Pictures, Magazines, and Books*. Chicago: University of Chicago Press. ☆訳書として日本新聞協会編集部 (一九四九) 『新聞の自由と責任』日本新聞協会、渡辺武達 (二〇〇八) 『自由で責任あるメディア』論創社参照。
- (20) 林香里 (二〇〇一) 『プレスの社会的責任論』再訪—『米国プレスの自由委員会』一般報告書提出から53年を経て—『マス・コミュニケーション研究』第五八号一一三頁。
- (21) Christians, Clifford G., Ferré, John P. & Fackler, P. Mark (1993) op. cit., p.37.
- (22) Nordenstreng, Kaarle & Christians Clifford G. (2004) "Social Responsibility Worldwide." *Journal of Mass Media Ethics*, Vol.19, No.1, p.4.
- (23) ルースは、週刊ニュース雑誌『タイム』、週刊写真雑誌『ライフ』、月刊誌『フォーチュン』と『アーキテクチュアル・フォーラム』、ドキュメンタリー映画制作会社、ラジオ番組『マーチ・オブ・タイム』、当時は売却していたが、大都市のラジオ局WQXRとラジオ・ネットワークABCに出資していた。Commission on Freedom of the Press (1947) (reprint 1974)

- op. cit., p.45.
- (24) Ferré, John P. (2009) op. cit., pp.21-22.
- (25) Commission on Freedom of the Press (1947) (reprint 1974) op. cit., pp.v-vi.
- (26) Ibid., pp.30-51.
- (27) Ibid., p. 1.
- (28) Ibid., pp. 20-29.
- (29) Ibid., pp. 79-106.
- (30) 大井眞二、谷藤悦史 (一九九二)「近代の始まり―『プレス自由論』再考に向けて」『新聞学評論』第四〇号五〇頁。
- (31) Ferré, John P. (2009) op. cit., p.22.
- (32) なお『自由と責任あるプレス』の第五章「自主規制」の「専門職化」という節でも、ジャーナリズム教育に触れている。
Commission on Freedom of the Press (1947) (reprint 1974) op. cit., pp.76-78.
- (33) Desmond, Robert W. (1947) “Of a Free and Responsible Press,” *Journalism Quarterly*. No.24, pp.188-192.
- (34) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) *Four Theories of the Press: The Authoritarian, Libertarian, Social Responsibility, and Soviet Communist Concepts of What the Press Should Be and Do*. Urbana: University of Illinois Press. (内川芳美『マス・ロンの自由に関する四理論』東京創元社)
- (35) Ferré, John P. (2009) op. cit., p.22.
- (36) Libertarian の訳を自由主義とした。他の論文を含めて、普段はリベタリアンとカタカナで書いているが、『四理論』では自由主義という訳が既に定着しているのでも、『四理論』の場合のみ自由主義という訳を用いる。
- (37) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) op. cit., p.1. 前掲書一頁。
- (38) Ibid., pp.1-2. 同書一頁。
- (39) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle, & White, Robert A. (2009)

Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies, Urbana and Chicago: University of Illinois Press.

- (40) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) op. cit., p.5. 前掲書一八頁。
- (41) Ibid., p.7. 同書一〇頁。
- (42) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) *The Imperative of Freedom: A Philosophy of Journalistic Autonomy*. New York: Freedom House. pp.84-86.

